

公益社団法人五所川原青年会議所

理事及び監事報酬規程

第1条 (目的)

この規程は、定款第26条に規定する正会員の資格を有しない監事の報酬の支給基準について定めたものである。

第2条 (報酬の支給)

正会員の資格を有しない監事の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、日当による。
- (2) 報酬の額の算定方法は、理事会等への出席1回につき20,000円を上限に総会の決議を経た額とする。ただし、当該監事が報酬の受領を辞退した場合は、これを支給しない。
- (3) 支給の方法は、出席の都度、現金とする。

2012. 1. 25 制定

2016. 2. 29 改訂